

令和8年度

# 宮崎県スポーツ少年団 事務必携



公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団

# も く じ

## 事務必携

○ 令和8年度宮崎県スポーツ少年団育成重点施策	1
○ 令和8年度宮崎県スポーツ少年団事業計画	2
○ 令和8年度日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー・スクール開催概要	8
○ 令和8年度第58回九州ブロックスポーツ少年団大会開催要項	9
○ JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2026 ISHIKAWA	11
○ 令和8年度日本スポーツ少年団シニア・リーダー・スクール開催概要	11
○ 令和8年度（第53回）日独スポーツ少年団同時交流事業	12
○ 令和8年度九州ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会開催概要	14
○ 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	14
○ 宮崎県スポーツ少年団リーダー会について	15
○ 宮崎県スポーツ少年団リーダー会入会申込書	16
○ 令和8年度日本スポーツ協会公認スタートコーチ（ジュニア・ユース） 養成講習会開催概要	18
○ 令和8年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター再委嘱研修会	19
○ 令和8年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター養成講習会	19
○ 第9回ジュニアスポーツフォーラム	19
○ 宮崎県スポーツ少年団ブロック大会開催基準要項	20
○ 第62回宮崎県スポーツ少年団中央大会開催要項	22
○ 令和8年度九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会実施要項（案）	26
○ エンジョイ！スポーツフェスティバル実施要項	27

## 事務手続き

○ スポーツ少年団登録に関わる事務手続きについて	28
○ 補助金申請・報告書の手続きについて	30
・ 各種事業実施要項	31
・ 各種事業補助金交付要項	33
・ 提出書類様式	36
○ スポーツ少年団単位団旗申込書	44

## 規程集

○ 宮崎県スポーツ少年団規程	45
○ 宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会細則	47
○ 日本スポーツ少年団顕彰要綱	48
○ 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準	49
○ 宮崎県スポーツ少年団功労賞実施要項	51
○ 公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程	52

# 令和8年度宮崎県スポーツ少年団育成重点施策

## 1 登録団員の拡充

望ましいスポーツ少年団理念の浸透及び少年・少女が生涯をとおしてスポーツに親しみ「みんなでスポーツ」「いつまでもスポーツ」の意識の高揚を図る。

- (1) スポーツ少年団加入への奨励・啓発活動の促進
- (2) 小学校低学年及び女子団員・女性指導者の加入促進
- (3) 中学生・高校生のスポーツ少年団活動の継続奨励

## 2 市町村スポーツ少年団組織の充実と望ましい団活動の促進

市町村スポーツ少年団組織をさらに充実し、基本理念に即した望ましい地域スポーツ少年団活動を推進するとともに総合型地域スポーツクラブの育成を目指す。

- (1) 市町村事務担当者研修会の充実
- (2) 単位団の全活動領域にわたる実践活動の推進

※ 週2、3回、1日の活動時間は平日2時間程度、休日・祝日では3時間程度までのスポーツ活動が無理のない活動

- (3) 月1回程度のボランティア活動の推進
- (4) 総合型地域スポーツクラブの育成・充実

## 3 指導者・リーダーの養成と研修

指導者及びリーダーの資質の向上を図るとともに、1単位団に2名以上のスタートコーチ（ジュニア・ユース）の育成を推進する。

- (1) スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の開催と受講促進
- (2) 更新講習会の受講促進
- (3) ジュニア・リーダースクールの充実及びシニア・リーダースクールへの派遣
- (4) 全国・九州リーダー研究大会への派遣
- (5) 県リーダー会の組織拡充、研修内容の充実及びブロック・市町村リーダー会の設立援助
- (6) 単位団指導者の意識の高揚を図るため、ブロック別研修会を実施

## 4 母集団の育成・充実

育成母集団の機能と活動の充実を図る。

- (1) 市町村における母集団育成研修会開催の推進及び助成
- (2) 市町村における母集団育成研修会開催に伴う指導者の派遣助成

## 5 交流活動の推進

スポーツ少年団活動の活性化を図るために、情報交換やスポーツ活動を中心とした交流活動を推進する。

- (1) 県中央大会及びブロック競技別交流大会の開催・助成
- (2) 九州・全国スポーツ少年大会及び各種スポーツ交流大会への派遣及び助成
- (3) 全国スポーツ少年団剣道・バレーボール交流大会への派遣及び助成
- (4) 九州ブロック競技別交流大会への派遣及び助成
- (5) 日独同時交流事業の派遣及び受入協力助成

# 令和8年度宮崎県スポーツ少年団事業計画

## 1 会議

### (1) 本部長会

① 第1回本部長会 令和8年 5月22日(金)	ひなた武道館 大会議室
② 第2回本部長会 令和9年 2月12日(金)	ひなた武道館 大会議室

### (2) 常任委員会

① 第1回常任委員会(兼 宮崎県スポーツ少年団表彰選考委員会) 令和8年 5月22日(金)	ひなた武道館 大会議室
② 第2回常任委員会 令和8年10月22日(木)	ひなた武道館 大会議室
③ 第3回常任委員会 令和9年 2月12日(金)	ひなた武道館 大会議室

### (3) 事務担当者会

① 第1回事務担当者会 令和8年 5月22日(金)	ひなた武道館 大会議室
② 第2回事務担当者会 令和9年 2月12日(金)	ひなた武道館 大会議室

### (4) 中央指導者協議会

① 第1回中央指導者協議会 令和8年 5月22日(金)	ひなた武道館 大会議室
② 第2回中央指導者協議会 令和9年 2月12日(金)	ひなた武道館 大会議室

### (5) 第62回中央大会実行委員会

① 第1回実行委員会 令和8年 4月14日(火)	ひなた武道館 大会議室
② 第2回実行委員会 令和9年 1月27日(水)	ひなた武道館 大会議室

### (6) 九州会議

① 九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会 令和8年 4月16日(木)～17日(金)	大分県
② 九州ブロックスポーツ少年団指導者研究協議会 令和8年11月 7日(土)～ 8日(日)	大分県
③ 日本スポーツ少年団九州ブロック会議 令和9年 2月 4日(木)～ 5日(金)	大分県

(7) 全国会議

①	第1回日本スポーツ少年団委員総会 令和8年 5月30日(土)	東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE (オンライン併用)
②	全国スポーツ少年団指導者協議会 令和8年 6月13日(土)	東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE (オンライン併用)
③	第2回日本スポーツ少年団委員総会 令和9年 2月27日(土)	東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE (オンライン併用)
④	令和8年度日本スポーツ少年団事務担当者会 令和8年 4月22日(水)	東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

2 指導者、リーダー養成研修事業

(1) 指導者養成・研修事業

①	第9回ジュニアスポーツフォーラム 令和8年 6月14日(日)	東京都：ベルサール新宿南口
②	第1回スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 令和8年12月19日(土)	ひなた武道館 大会議室
③	第2回スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 令和9年 1月24日(日)	ひなた武道館 大会議室
④	スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会(1日) 令和8年 9月～10月	全国5会場
⑤	スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会(2日間) 令和8年9月12日(土)～13日(日)	東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

(2) リーダー養成研修

①	宮崎県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール 令和8年 8月29日(土)～30日(日)	宮崎県：青島青少年自然の家
②	第58回九州ブロックスポーツ少年大会 令和8年 7月24日(金)～26日(日)	佐賀県：佐賀県北山少年自然の家
③	JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2026 ISHIKAWA 令和8年 8月8日(土)～8月11日(火)	石川県：未定
④	日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール 令和8年9月 20日(日)～23日(水)	国立オリンピックセンター(東京都)
⑤	全国スポーツ少年団リーダー連絡会 令和8年11月	東京都：オンライン併用
⑥	九州ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会 令和8年9月26日(土)～27日(日)	長崎県：長崎県立佐世保青少年の天地

★ ②・③の派遣に関して、別途「指導者及び団員の事前打合せ会」を行う。

3 交流事業

(1) 交流大会事業

①	第62回宮崎県スポーツ少年団ブロック大会	5月～12月
②	第62回宮崎県スポーツ少年団中央大会	(15競技)

◎第62回宮崎県スポーツ少年団中央大会日程

6月20日(土)	○軟式野球	ひなた宮崎県総合運動公園 運動広場・軟式A・B
6月21日(日)	○ドッジボール	宮崎県体育館
6月27日(土)	○剣道	ひなた武道館 主道場
	○ソフトテニス	日南市総合運動公園 テニスコート
	○ミニバスケットボール(女子)	アリーナくにとみ
6月28日(日)	○少林寺拳法	ひなた武道館 柔道場
7月4日(土)	○全日本空手道	ひなた武道館 主道場
	○ミニバスケットボール(男子)	佐土原体育館
7月5日(日)	○柔道	ひなた武道館 柔道場
7月11日(土)	○陸上	霧島酒造スポーツランド都城 KUROKIRI STADIUM
7月12日(日)	○ソフトボール	大淀川市民緑地：田吉コート
7月25日(土)	○バレーボール(女子)	小林市ひいらぎアリーナ
7月26日(日)	○ハンドボール	日南総合運動公園 多目的体育館
9月20日(日)	○サッカー	ひなた宮崎県総合運動公園 サッカー場
9月26日(土)	○なぎなた	ひなた武道館 副道場
10月11日(日)	○バドミントン	井上スポーツセンター(高鍋町体育館)
11月3日(火)	○バレーボール(男子)	井上スポーツセンター(高鍋町体育館)

③ 第46回九州ブロック競技別交流大会

競技種目(派遣数)	開催期日	開催場所
軟式野球(2)	7月25日(土)~27日(月)	福岡県：鷹の巣レクリエーションセンター 他
空手道(2)	8月1日(土)~2日(日)	宮崎県：ひなた武道館
剣道(小中学生各2)	8月15日(土)~16日(日)	沖縄県：沖縄県立武道館
ミニバスケットボール(男1女1)	8月21日(金)~23日(日)	熊本県：八代トヨオカ地建アリーナ
サッカー(2)	10月10日(土)~12日(月)	鹿児島県：鹿児島県立サッカー・ラグビー場

九州ブロック交流大会派遣ローテーション

◎ 2単位団の内1単位団は中央大会を予選大会とするが、選考については、競技団体の意向を優先する。

④ エンジョイ！バレーボールフェスティバル2026(女子)

・ 期日	: 令和8年12月25日(金)~28日(月)
・ 開催県	: 茨城県：未定

⑤ エンジョイ！剣道フェスティバル2027

・ 期日	: 令和9年3月26日(金)~28日(日)
・ 開催県	: 北海道：未定

【エンジョイ！剣道フェスティバル派遣ローテーション】

2028年度 (R10)	Iブロック 西臼杵郡・延岡市・日向市 東臼杵郡・西都市・児湯郡
2031年度 (R13)	
2034年度 (R13)	
2026年度 (R8)	IIブロック 宮崎市・東諸県郡
2029年度 (R11)	
2032年度 (R14)	
2027年度 (R9)	IIIブロック 日南市・串間市・都城市・北諸県郡 小林市・えびの市・西諸県郡
2030年度 (R12)	
2033年度 (R15)	

(2) 派遣事業

① 第53回日独スポーツ少年団同時交流事業

○ 派遣指導者・団員事前研修会 (オンライン) ・令和8年5月中旬
○ 九州ブロック派遣指導者・団員事前研修会 ・令和8年6月 (予定)
○ 派遣 令和8年7月29日(水)～8月13日(木) ドイツ 各地
○ 受入 令和8年7月30日(木)～8月3日(月) *国富町・綾町・高鍋町

4 地域振興事業

(1) 組織整備事業

- ① 母集団育成補助事業 (8市町村)
- ② 初級ジュニア・リーダー養成事業 (2市町村)

(2) 宮崎県スポーツ少年団指導者協議会研修会 (9ブロック)

5 顕彰事業

(1) 宮崎県スポーツ少年団功労賞

- ① 市町村のスポーツ少年団単位団及び関係団体 10団体以内
- ② 運営者又は指導者 15人以内

(2) 日本スポーツ少年団顕彰

- ① 団体
- ② 個人表彰
- ③ 退任指導者(感謝状)表彰

6 広報活動事業

- (1) 令和8年度宮崎県スポーツ協会発行機関誌への掲載
- (2) ホームページ等を活用しての情報提供

7 青少年関係団体との連携協力事業

- (1) UMKスポーツフェスタ

令和8年度 宮崎県スポーツ少年団 行事予定【前期】

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	水	金	月	水	上	九プロス少空手道交流大会	火	9月	1		
2	木	土	火	木	日	九プロス少空手道交流大会	水		2		
3	金	日	水	金	月		木		3		
4	土	月	木	土	火	スボ少中央大会	火		4		
5	日	火	金	日	水	スボ少中央大会	水		5		
6	月	水	土	月	木		木		6		
7	火	木	日	火	金		金		7		
8	水	金	月	水	土		土		8		
9	木	土	火	木	日		日		9		
10	金	日	水	金	月		月		10		
11	土	月	木	土	火	スボ少中央大会	火	山の日	11		
12	日	火	金	日	水	スボ少中央大会	水		12		
13	月	水	土	月	木		木		13		
14	火	木	日	火	金		金		14		
15	水	金	月	水	土		土		15		
16	木	土	火	木	日		日		16		
17	金	日	水	金	月		月		17		
18	土	月	木	土	火		火		18		
19	日	火	金	日	水		水		19		
20	月	水	土	月	木	備の日	木	スボ少中央大会	20		
21	火	木	日	火	金		金	敬老の日	21		
22	水	金	月	水	土		土	国民の休日	22		
23	木	土	火	木	日		日	秋分の日	23		
24	金	日	水	金	月		月		24		
25	土	月	木	土	火	スボ少中央大会	火		25		
26	日	火	金	日	水	スボ少中央大会	水	九州プロス少空手道-研究大会(長崎県) スボ少中央大会	26		
27	月	水	土	月	木		木	九州プロス少空手道-研究大会(長崎県)	27		
28	火	木	日	火	金		金		28		
29	水	金	月	水	土	ジュニア・リー・ターナー・スクール	土		29		
30	木	土	火	木	日	ジュニア・リー・ターナー・スクール	日		30		
31	日	日	水	日	月		月		31		
備考		日本スボ少委員総会	全国スポーツ少年団指導者協議会	九州プロス少空手道(佐賀県) 7/24~7/26	JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SHIKAWA 8/8~8/11	九州プロス少空手道-研究大会(長崎県)					
			第9回ジュニアスポーツフォーラム	日 朝同時交流事業受入 7/30~8/3	九州プロス少空手道-研究大会(長崎県)						



## 令和8年度 日本スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール開催概要

### 1 趣 旨

「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」（以下「規程」という）に基づき、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるとともに、将来の指導者の育成を目的として、下記の要領によりジュニア・リーダースクールを開催する。

### 2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団

### 3 期 日

令和8年8月29日（土）～8月30日（日）（1泊2日の全員宿泊研修）

### 4 場 所

宮崎県青島青少年自然の家  
〒889-2151 宮崎市大字熊野字藤兵衛中州 TEL 0985-58-1711

### 5 参加資格

参加資格として、次の7つの条件を満たす者とする。

- (1) 令和8年度宮崎県スポーツ少年団登録団員で、団活動歴2年以上の小学校5年生から中学校3年生までの者。
- (2) 所属市町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。
- (3) 各市町村単位団からの参加申込み団員の制限は設けない。なお「宮崎県スポーツ少年団リーダー会」への積極的な参加・登録を求める。
- (4) 集団行動に際し、規則正しい行動がとれ、リーダーとしてふさわしい者。
- (5) 大会日程に耐えられる心身ともに健康である者。
- (6) 参加にあたり事前レポート及び事後レポートが提出ができる者。  
(レポート課題の内容や評価基準については別途定める。)
- (7) スポーツ安全保険等に加入していること。

### 6 実施内容（合計20時間以上）

①スポーツ少年団とは ②リーダーの役割とは ③コミュニケーションスキル

### 7 経 費

- (1) 参加者の自宅から会場までの往復交通費は自己負担とする。
- (2) その他、研修期間中の必要経費は宮崎県スポーツ少年団が負担する。
- (3) 往復途上及び大会期間中の傷害・疾病・事故による搬送・医療費等は参加者負担となる。

### 8 参加定員数

原則として30名を定員とする。（参加希望者が定員を上回った場合は、宮崎県スポーツ少年団で参加者を決定し、各市町村スポーツ少年団本部へ通知する。）

### 9 資格認定

この宮崎県ジュニア・リーダースクールの受講の修了が、シニア・リーダースクールの参加条件となり、さらに、シニア・リーダースクールを修了していることが、日独スポーツ少年団同時交流事業派遣の条件となる。

また、全国スポーツ少年大会派遣者選考に際しての参考ともなる。

全課程修了者は、スポーツ少年団リーダー制度に基づき、ジュニア・リーダーの資格認定を行い、認定証を交付する。

### 10 備 考

- (1) 出席者は全員指定場所に宿泊するものとし、外泊は認めない。
- (2) 出席の際持参するもの  
○運動できる服装 ○着替え ○洗面具 ○屋内シューズ ○帽子 ○マイナ保険証又は資格確認書 ○筆記用具 ○宿泊に必要な物 ○マスク ○水筒 ○ナップサック（野外活動時使用）

### 11 申 込 み

所定の申込用紙で申し込むこと。

# 令和8年度第58回九州ブロックスポーツ少年大会 開催要項 (抜粋)

## 1 趣 旨

- (1) 九州各県スポーツ少年団リーダー及び指導者の参加のもとにスポーツ少年団の交流活動を促進し、地域における団活動の活性化とリーダーの資質向上を図る。

## 2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
九州各県スポーツ協会  
九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会

## 3 主 管

公益財団法人沖縄県スポーツ協会  
佐賀県スポーツ少年団 佐賀県スポーツ少年団指導者協議会

## 4 期 日

令和8年7月24日(金)～26日(日) (2泊3日)

## 5 会 場

佐賀県北山少年自然の家  
〒840-0541 佐賀県佐賀市富士町大字関屋514-1  
TEL : 0952-57-2321 FAX : 0952-57-2647

## 6 参加資格

次項に該当する者で、各県スポーツ少年団本部長の推薦する者。

### ①スポーツ少年団員

下記の全ての項目に該当し、各県スポーツ少年団本部長に推薦された者とする。

ア 令和8年度スポーツ少年団登録団員のうち小学4年生以上及び中学生

イ 集団行動に際し、規則正しい行動がとれる者

ウ 大会日程に耐えられる心身ともに健康である者

エ 保護者承諾の上、所属学校長の了解を得た者

オ スポーツ安全保険に加入している者

### ②スポーツ少年団指導者

日本スポーツ少年団に登録している有資格指導者、役員、スタッフまたはシニアリーダーの資格を有する者で、指導力に優れ、心身ともに健康である者

### ③スポーツ少年団事務局担当者

## 7 参加人員

- ① 団員は、各県とも小学生〇人、中学生〇人を基準とする。内訳（年齢比及び男女比）については、各県判断とする。ただし、開催県は人数制限しない。
- ② 指導者は2人を基準とする。

## 8 参加申込

各県スポーツ少年団は別紙参加申込書を取りまとめのうえ、令和8年5月29日（金）までに下記あてに電子メールで申し込むこと。

公益財団法人佐賀県スポーツ協会 佐賀県スポーツ少年団 事務局あて  
E-mail : kentaikyou8@sagaken-sport.com  
〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出二丁目1-11

## 9 経費 (1) 参加者は、必要経費（宿泊・食事・資料）として1人あたり8,000円を負担する。

(2) 九州各県スポーツ少年団は100,000円を大会運営として負担する。

(3) 参加者（各県事務担当者は除く）については、各県起点地から計画輸送バス集合場所（佐賀駅予定）までの乗車・乗船運賃の片道分相当を補助する。

また、区間距離が、特急（100km以上）、急行（50km）、または、新幹線の金額を加算する。ただし、小学生は、小児料金、中学生は、学割料金とする。

## 10 活動内容 (1) スポーツ活動

(2) 文化学習活動

(3) 交換交流活動

## 11 参加上の注意

(1) 服装 全員トレーニングウェア(Tシャツ・ジャージ)等動きやすい服装とし帽子を身につける。

(2) 個人携行品 トレーニングウェア、着替え、レインコート(上下)、水筒、運動靴、体育館シューズ等、洗面用具、日用品、筆記用具、資格確認書の写し、リュックサック、常備薬

## 12 その他 (1) 参加者は、各県指導者が引率掌握のうえ、7月24日(金) 14時00分までに受付を終了すること。

(2) 大会期間中、参加者は全日程に参加することとし、早退等の自由行動は認めない。

(3) 大会期間中の負傷・疾病については、応急処置のみとし、主催者・主管者は、責任を負わない。

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2026 ISHIKAWA 開催概要

- 1 期 日 令和8年8月8日(土)～8月11日(火・祝) 3泊4日
- 2 場 所 石川県
- 3 参加人数 指導者1名 団員5名
- 4 参加対象者 指導者：令和8年度にスポーツ少年団に登録している「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者」  
スポーツ少年団の「理念を学習した者」  
  
団員：令和8年度にスポーツ少年団に登録している中学1年以上  
高校3年生相当の年齢の者。ただし、ジュニア・リーダー  
資格を有しており、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が  
特別に推薦する場合に限り小学6年生でも参加を認める。
- 5 参加料 20,000円
- 6 その他 会場までの移動は、宮崎県スポーツ少年団で手配し、移動に係る交通費は、一定額を補助をする。  
引率指導者については、宮崎県スポーツ少年団が全額補助する。

令和8年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール開催概要

- 1 事前研修 令和8年6月下旬
- 2 全体研修 令和8年9月20日(日)～23日(水)
- 3 場 所 国立オリンピックセンター(東京都)
- 4 参加対象者 日本スポーツ少年団登録「団員」、「役員」または「スタッフ」で義務教育を終了した20歳未満で所属都道府県本部長の推薦のある者  
  
「ジュニア・リーダー」認定資格を有する者  
  
スポーツ少年団活動により別に定める活動単位10単位を取得している者  
  
所属都道府県スポーツ少年団本部長において、推薦に値する特別な事由があると認める者
- 5 参加料 33,000円 (自己負担)
- 6 その他 開催会場までの交通機関については、各自で手配する。

## 令和8年度（第53回）日独スポーツ少年団同時交流事業（抜粋）

本交流は、日独両国のスポーツ少年団の青少年および指導者の相互交流により友好と親睦を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に2023年に調印した「日独スポーツ少年団国際交流協定書」に基づき、次のとおり実施する。

### 1 期日・期間

- 派遣：令和8年7月29日（水）～8月13日（木）
- 受入：令和8年7月27日（月）～8月10日（月）

### 3 参加人数・グループ編成

- 〔派遣〕日本団：100名【11グループ97名（団員86名、引率指導者11名）団長団3名】
- 〔受入〕ドイツ団：100名【12グループ97名（団員85名、引率指導者12名）団長団3名】

### 4 交流テーマ

ジュニア・ユーススポーツの未来をデザインしよう

### 5 日本団派遣

#### 【団員】

- ① 2002年4月2日～2011年4月1日生まれの者（2026年）4月1日時点で15歳以上24歳未満の者）
- ② インターネット通信環境および通信端末を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。
- ③ 協調性があり、集団生活において規律を守ることができる者。
- ④ 英語またはドイツ語等を用いて積極的に現地でコミュニケーションを図る意欲のある者。
- ⑤ ドイツのスポーツに関心がある者。将来、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブにて指導者等活動意欲のある者。
- ⑥ 将来、日独スポーツ少年団同時交流（受入）に貢献する意欲のある者。
- ⑦ 原則として全日程に参加することができる者。ただし、日本団事前研修会および直前研修については、日本スポーツ少年団がやむをえない事情と判断した場合に限り、欠席を認める事がある。

#### 【引率指導者】

- ① 令和7年度にスポーツ少年団に登録しており、令和8年度も引き続き登録している者。
- ② 令和8年度にスポーツ少年団に「指導者」として登録しスポーツ少年団の理念を学習した者。
- ③ 令和8年度にスポーツ少年団に「役員」または「スタッフ」として登録している者で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（「JSP0資格」）を保有（日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認Cライセンス以上の資格を保有する者。令和7年度JSP0資格養成講習会受講修了者を含む）し、スポーツ少年団の理念を学習した者。
- ④ 日本を代表する立場の者としてふさわしい人格と行動力を有し、ドイツ滞在中の団員の心身両面のケアと成長をサポートできる者。
- ⑤ インターネット通信環境および通信端末を有しオンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。
- ⑥ 英語またはドイツ語等を使い、積極的にコミュニケーションを図る意欲のある者。
- ⑦ 原則として20歳以上65歳以下の者。

### 6 受入れについて

2024年～2027年の日独同時交流（受入）については九州ブロック2県での受入となる。2026年は、鹿児島県・宮崎県の2県で受け入れる。

## 7 費用

- ① 参加区分:都道府県スポーツ少年団（シニアリーダー資格保有者、認定見込者）1人28万円
- ② 参加区分:都道府県スポーツ少年団（活動単位20単位以上、本部長特別推薦）1人30万円

※海外旅行保険代、ドイツ滞在中の基本滞在費（宿泊費・食事代・施設入場料等）を含む。

※次のものは参加負担金に含まれず参加者の個人負担となる。

- ・渡航手続きに要する経費
- ・【往路】居住地から日本団集合場所および【復路】日本国内空港（解散場所）から居住地までの交通費
- ・現地における各グループ内共通経費および個人的諸費用

ただし、令和8年度日本スポーツ少年団登録指導者・登録団員については宮崎県スポーツ少年団より50,000円を補助する。

## 令和8年度九州ブロックスポーツ少年団リーダー研究会開催概要

- 1 主 旨  
九州各県スポーツ少年団リーダー関係者の相互研修をとおり、九州各県及び各市町村スポーツ少年団リーダー会の充実・強化並びにリーダー会の設置を促進するとともに、将来の指導者としての資質向上を目指すため、九州各県リーダー代表による研究大会を開催する。
- 2 主 催  
公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会  
公益財団法人佐賀県スポーツ協会 佐賀県スポーツ少年団
- 3 主 管  
佐賀県スポーツ少年団指導者協議会 佐賀県スポーツ少年団リーダー会
- 4 日 時  
令和8年9月26日(土)～27日(日) \*1泊2日
- 5 場 所  
長崎県：長崎県立佐世保青少年の天地
- 6 参加対象者  
(1) 九州各県スポーツ少年団リーダー会代表者5名（開催県は制限しない。）  
(2) 九州各県スポーツ少年団リーダー育成担当指導者1名（開催県3名）  
(3) 九州各県スポーツ少年団が認めた者
- 7 研究テーマ  
1 リーダー会の活動を楽しみながら理解を深め  
今後の活動の活性化と発展につなげるためには  
2 リーダー会が年間行事で携わっている活動とその具体的な内容について

## 全国スポーツ少年団リーダー連絡会

- 1 期 日 令和8年11月 日 ( )
- 2 内 容 講義、事例発表、研究協議等
- 3 参 加 者 各都道府県4名まで
- 4 開催方法 オンライン併用
- 5 交 通 費 宮崎県スポーツ少年団が負担する。

## 宮崎県スポーツ少年団リーダー会について

### 1 スポーツ少年団リーダーとは

スポーツ少年団では、単位団活動をしながら年下の団員のまとめ役や指導者のお手伝い、宮崎県スポーツ少年団で運営する行事等のお手伝いをする団員を「リーダー」と呼んでいます。リーダーには、小学5年から中学生までの単位団において団員のまとめ役となって活動する「ジュニア・リーダー」と、高校生以上で単位団やリーダー会の指導や運営の手伝いを行う「シニア・リーダー」があります。リーダーは、宮崎県スポーツ少年団のリーダーとしての自覚と責任を持って活動に参加し、指導者の指導のもと、団員の気持ちを理解してグループをまとめ、さらに目標に向かってグループを育てていく役割を担います。

### 2 リーダー会の目的

県内各単位団で活動するリーダーが集まり、リーダー相互の情報交換やスポーツ交流、研修、各種イベント等の運営を通して望まれるリーダーとしての資質向上を図ることを目的とする。

### 3 入会について

- (1) 対 象     スポーツ少年団に登録している団員で、中学生以上の団員
- (2) 入会方法     入会申込書を宮崎県スポーツ協会スポーツ少年団事務局、市町村スポーツ少年団に1部ずつ提出 ※随時受付

### 4 主な活動について

- (1) 宮崎県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール運営補助（8月）
- (2) 九州ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会参加（9月）
- (3) 全国リーダー連絡会への参加（11月）

## 宮崎県スポーツ少年団リーダー会入会申込書

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団本部長 殿

宮崎県スポーツ少年団リーダー会に入会します。  
なお、リーダー会の目的を理解し、宮崎県スポーツ少年団の発展に寄与することを誓います。

所 属 団	スポーツ少年団		
ふりがな			
氏 名			
生年月日	平成      年      月      日生	年 齢	歳
住 所	〒		
学 校 名		学 年	第      学年
勤務先等 ※該当者記入			
電 話 番 号			

宮崎県スポーツ少年団リーダー会に入会することを承諾します。

令和      年      月      日

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

単 位 団 代 表 指 導 者 名 \_\_\_\_\_ 印

## 宮崎県スポーツ少年団リーダー会入会申込書

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

宮崎県スポーツ少年団リーダー会に入会します。

なお、リーダー会の目的を理解し、宮崎県スポーツ少年団の発展に寄与することを誓います。

所 属 団	スポーツ少年団		
ふりがな			
氏 名			
生年月日	平成      年      月      日生	年 齡	歳
住 所	〒		
学 校 名		学 年	第      学年
勤務先等 ※該当者記入			
電 話 番 号			

宮崎県スポーツ少年団リーダー会に入会することを承諾します。

令和      年      月      日

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

単 位 団 代 表 指 導 者 名 \_\_\_\_\_ 印

## 令和8年度 日本スポーツ協会公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）

### 養成講習会開催概要

#### 目的

本講習会は「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツの場で活躍できる人材（資質能力を備えた指導者）の育成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催する。

#### 1 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団

#### 2 主 官

公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団

#### 3 会場・期日

集合学習（ひなた武道館 大会議室）

○ 第1回目：令和8年12月19日（土）

【オンライン学習期間：令和8年10月19日（月）～令和8年11月24日（火）】

○ 第2回目：令和9年1月24日（日）

【オンライン学習期間：令和8年11月20日（金）～令和8年12月25日（金）】

(1) 令和8年4月1日現在、満18歳以上の者

(2) JSP0が開設している無料のインターネットサービス「指導者マイページ」から申込みできる者

#### 5 認定資格

全課程修了者には、日本スポーツ少年団指導者制度に基づき「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の資格が付与される。

#### 6 カリキュラム※オンライン環境が必要

19時間以上「自宅学習、オンライン学習（講義動画の視聴＋検定試験）、集合学習（対面）」

・教材を用いた自宅学習9.1時間以上

・オンライン学習（講義動画の視聴＋検定試験）6.4時間以上

・講義総括（対面）1.5時間以上

・グループワーク（対面）2時間以上

共通科目（スタート）＋スタートコーチ（ジュニア・ユース）専門科目

#### 7 受講料

受講料・テキスト代として1人6,600円（テキスト2,200円、受講料3,300円、スマートステディ1,100円）

※ 参加料については、指定金融機関へ期日までに納入すること。

※ 参加料納入後の欠席者への返金はしない。

#### 8 その他

※ 他のJSP0有資格者等に対してプログラムに受講免除は行わない。

## 令和8年度 スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター再委嘱研修会

委嘱期間中にスタートコーチ（スポーツ少年団）またはスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会で講師実績があり、所属する都道府県スポーツ少年団から推薦された者

### 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

### 2 期日・場所・経費

- (1) 期 日 令和8年9月～10月（1日）
- (2) 会 場 北海道・大阪府・東京都・愛知県・福岡県
- (3) 経 費 参加料：5,500円（別途テキスト代2,200円）  
交通費は自己負担

## 令和8年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター養成講習会

- ・原則として本事業受講年度にスポーツ少年団に登録しており、都道府県スポーツ少年団から推薦された者。なお、JSP0公認スポーツ指導者資格保有者が望ましい。
- ・パソコンやタブレット端末等の電子機器、メールアドレスおよびインターネット回線等を有し、オンライン上での学習が可能である者。

### 1 主 催

日本スポーツ少年団

### 2 期日・受講条件・受講料

- (1) 期 日 令和8年9月12日（土）・13日（日）2日間
- (2) 受講条件 都道府県スポーツ少年団が推薦する者。
- (3) 受講料 6,600円（別途テキスト代2,200円）
- (4) 場 所 東京都：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

## 第9回ジュニアスポーツフォーラム

- (1) 期 日 令和8年6月14日（日）
- (2) 場 所 東京都：ベルサーチ新宿南口
- (3) 内 容 講演・分科会
- (4) 参加者 ジュニアスポーツの指導に関わる方  
（スポーツ少年団関係者、総合型地域スポーツクラブ関係者、JSP0公認スポーツ指導者資格保有者、学校運動部活動等の地域スポーツに関わるなど）
- (5) 経 費 交通費・参加料（1人3,300円） 自己負担

## 宮崎県スポーツ少年団ブロック大会開催基準要項

- 1 総 則  
宮崎県スポーツ少年団ブロック大会の円滑な運営を図るため、この開催基準要項を定める。
- 2 目 的  
大会は、各ブロックのスポーツ少年団活動の活性化を促進し、団相互の親睦を図るために開催する。
- 3 名 称  
第〇〇回宮崎県スポーツ少年団〇〇ブロック大会（以下「大会」という。）と称する。
- 4 主 催  
大会の主催は、次の範囲内とする。  
宮崎県教育委員会  
公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団  
関係市町村教育委員会  
関係市町村スポーツ少年団  
各市郡体育・スポーツ協会
- 5 主 管  
関係市町村スポーツ少年団本部
- 6 協 賛  
公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業
- 7 後 援  
大会の後援は、関係競技団体及び関係体育・スポーツ団体程度にとどめる。
- 8 ブロック編成  
ブロック編成は、下記の9ブロックとする。

NO	ブロック名	関 係 市 町 村 本 部
1	宮崎市ブロック	宮崎市
2	東諸県郡ブロック	国富町、綾町
3	日南・串間ブロック	日南市、串間市
4	都城市・北諸県郡ブロック	都城市、三股町
5	西諸県ブロック	小林市、えびの市、高原町
6	西都・児湯ブロック	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
7	延岡市ブロック	延岡市
8	日向市・東臼杵郡ブロック	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
9	西臼杵郡ブロック	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

- 9 開催の基本方針
  - (1) この大会の運営は、ブロック毎の実行委員会が行う。
  - (2) 大会の期日・場所は、各ブロック実行委員会が7月末日までに決定する。
  - (3) 大会は、個人競技を除き原則として単位団対抗とする。

## 10 開催の時期と期間

- (1) 大会は、5月1日から7月末までの間に実施する。(中央大会実施競技以外は12月までに実施)
- (2) 大会の期間は、2日以内とする。

## 11 実施競技

- (1) 大会で実施できる競技は、各ブロック内の登録の現状を考慮の上、概ね次の競技の中から実施する。  
ソフトボール、バレーボール、軟式野球、水泳、バドミントン、  
ミニバスケットボール、サッカー、剣道、柔道、空手道、少林寺流空手道、  
少林寺拳法、オリエンテーリング、ソフトテニス、体操
- (2) ソフトボール、バレーボール、軟式野球、ミニバスケットボール、サッカー、剣道の6競技については、中央大会の予選を兼ねる。

## 12 参加資格

- (1) 宮崎県スポーツ少年団登録団員であること。
- (2) 健康であること。
- (3) スポーツ安全保険等に加入していること。

## 13 式典

- (1) 原則として競技ごとの開始式を行う。

## 14 表彰

- (1) 原則として、競技種目毎に団体、個人ともに3位まで表彰する。
- (2) 賞状は、県スポーツ少年団で準備する。

## 15 役員

この大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長
- (2) 大会副会長
- (3) 顧問
- (4) 委員長
- (5) 委員

## 16 実行委員会

- (1) 大会運営のために実行委員会を設置し、大会運営に関する事務を委任する。
- (2) 実行委員会は、市郡体育・スポーツ協会代表者、関係競技団体代表者、県スポーツ少年団委員、市町村社会体育担当者等をもって構成する。

## 17 大会の実施要項

各ブロック大会の実施要項は、大会期日の15日前までに提出するものとする。実施要項に記載する内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 日時(開会式、競技開始日時を含む)
- (2) 場所
- (3) 種別・種目
- (4) 競技方法
- (5) 参加資格
- (6) 競技規則
- (7) 申込方法
- (8) 申込様式

## 18 経費

この大会に要する経費は、下記をもって充てる。

- (1) 宮崎県スポーツ少年団本部からの補助金。
- (2) 各ブロック事務局の大会運営費。

## 19 留意事項

- (1) 競技種目については、全団員が参加できるように配慮する。
- (2) 健康・安全面に注意し、配慮ある計画を立てること。
- (3) 県スポーツ少年団からの補助金に関する事務手続きは、大会期日の15日前までに、別に定める補助金交付基準要項によって行う。

## 第62回宮崎県スポーツ少年団中央大会開催要項

### 1 趣 旨

本県スポーツ少年団活動の活性化を促進し、団相互の交流と親睦を図るため、第62回宮崎県スポーツ少年団中央大会を開催する。

### 2 主 催

公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団 宮崎県教育委員会

### 3 主 管

宮崎県スポーツ少年団中央大会実行委員会 主管競技団体(15競技)

### 4 特別協力

UMKスポーツフェスタ応援団

### 5 協 賛

宮崎トヨタ自動車株式会社 株式会社九南 株式会社プレナス(Hotto Motto)  
株式会社JTB(宮崎支店) 公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業

### 6 後 援

宮崎日日新聞社

### 7 各競技について

#### (1)期日及び会場(決定)

期 日	競 技 名	場 所
6月20日(土)	軟式野球	ひなた宮崎県総合運動公園 軟式A・B、運動広場
6月21日(日)	ドッジボール	宮崎県体育館
6月27日(土)	剣 道	ひなた武道館 主道場
	ソフトテニス	日南総合運動公園テニスコート
	ミニバスケットボール(女子)	アリーナくにとみ
6月28日(日)	少林寺拳法	ひなた武道館 柔道場
7月4日(土)	全日本空手道	ひなた武道館 主道場
	ミニバスケットボール(男子)	佐土原体育館
7月5日(日)	柔 道	ひなた武道館 柔道場
7月11日(土)	陸上競技	霧島酒造スポーツランド都城 KUROKIRI STADIUM
7月12日(日)	ソフトボール	大淀川市民緑地田吉コート(軟式野球場含)
7月25日(土)	バレーボール(女子)	小林市ひいらぎアリーナ
7月26日(日)	ハンドボール	日南総合運動公園 多目的体育館アリーナ
9月20日(日)	サッカー	ひなた宮崎県総合運動公園 サッカー場(第3競技場)
9月26日(土)	なぎなた	ひなた武道館 副道場
10月11日(日)	バドミントン	井上スポーツセンター高鍋町総合体育館
11月3日(火)	バレーボール(男子)	井上スポーツセンター高鍋町総合体育館

#### (2)開始式について

原則として、各競技で開始式を実施する。

## 8 参加資格

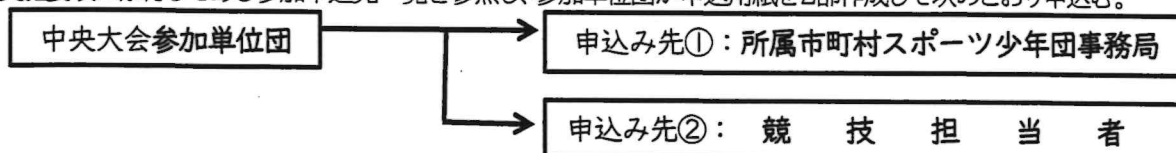
- (1)令和8年度宮崎県スポーツ少年団登録団員であること。
- (2)代表指導者は、そのスポーツ少年団に登録された者であること。
- (3)参加する単位団の指導者のうち、1名は理念を学んだ指導者であること。
- (4)チームは単一スポーツ少年団で編成すること。
- (5)健康であること。
- (6)保護者の承諾を得た者であること。
- (7)スポーツ安全保険等に加入していること。

## 9 参加チーム

- (1)バレーボール … 男子は、各ブロックより1チームとする。  
(混合チームについては男子パートの出場とする。)  
女子は、出場総数を16チームとし各ブロック女子1チームとする。  
(ただし、宮崎市/延岡市は3チーム、都城市・北諸県郡/日向市・東臼杵郡/西諸県は2チームとする。)  
※男女とも出場チームが割り当てに満たない場合は他地区と調整を行う。
- (2)ソフトボール … 宮崎市・東諸県郡8チーム、西臼杵郡2チーム、延岡市1チーム、日向市・東臼杵郡5チームとする。  
※参加チームが不足する場合は、開催地ブロックで補充する。
- (3)剣 道 … 各ブロックより男女共に小学生の部2チーム、中学生の部男女各1チームとする。ただし、女子は1チーム3名とする。
- (4)柔 道 … 各単位団1チーム以内とする。
- (5)バドミントン … 各単位団3チーム以内とする。
- (6)軟式野球 … 宮崎市・東諸県郡3チーム、都城市・北諸県郡3チーム、日南・串間ブロック1チーム、西諸県1チーム、延岡市1チーム、日向市・東臼杵郡1チーム、西都1チーム、児湯1チームの12チームとする。
- (7)ミニバスケットボール … 各ブロックより男子1チーム、女子1チームとする。ただし、宮崎市ブロックは男子・女子ともに2チームとし、男子8チーム、女子8チームとする。
- (8)少林寺拳法 … 各ブロック推薦とする。
- (9)陸 上 … 全単位団を対象とする。
- (10)ソフトテニス … 全単位団を対象とする。
- (11)なぎなた … 全単位団を対象とする。
- (12)ハンドボール … 全単位団を対象とする。
- (13)全日本空手道 … 全単位団を対象とする。
- (14)サッカー … 各ブロックより1チームとする。ただし、宮崎市ブロック3チーム、都城市・北諸県郡ブロック2チームとし、合計12チームとする。
- (15)ドッジボール … 全単位団を対象とする。

## 10 参加申込み

実施要項に添付してある参加申込先一覧を参照し、参加単位団が申込用紙を2部作成して次のとおり申込み。



※ブロック大会がなく中央大会のみ参加競技については、所属市町村スポーツ少年団事務局より単位団への周知をお願いします。

## 11 参加料

参加料等については競技団体が設定する。

## 12 組合せ抽選

主管する競技団体による責任抽選とする。

### 13 表彰

原則として各競技とも3位まで表彰する。

### 14 荒天時、雨天時の対応

(1)競技ができない場合は、競技団体に日程と場所を調整の上、11月末までの開催を可能とする。

※延長開催においても、補助金を活用して実施することができる。

(2)状況に応じて前日午後3時、当日は午前6時に決定する。

(3)態度決定については、関係競技団体が本部事務局と相談し、変更内容等の決定事項を競技団体は参加単位団の代表者への連絡を行う。

### 15 個人情報保護法、肖像権の取扱いに関する注意事項

(1)個人情報保護についての留意事項

大会のプログラムへの掲載等は、参加申込書の記載内容の範囲内に制限されます。事前許諾が得られない場合は記載等しません。なお、大会以後の関連した試合(全国大会等)に関する資料においては、個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用します。

(2)個人情報の取り扱い

①参加申込書に記載された情報

- ・大会プログラムに掲載します。
- ・競技会場内でのアナウンス等により紹介されることがあります。
- ・競技会場内外の掲示板、競技関係団体のHP等へ掲載されることがあります。

②競技結果(記録)等

- ・大会記録、大会報告書、競技関係団体のHP等への掲載(上位の記録、新記録等に関しては、次年度以降も掲載されることがあります)
- ・認められた報道機関等により新聞、雑誌等へ掲載されることがあります。

(3)肖像権についての留意事項

大会関連セレモニーや試合等に参加した場合、認められた報道機関等によって動画・写真撮影が行われ、公開されることがあります。なお、大会以後の関連した試合(全国大会等)に関する資料においては個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用します。

(4)肖像権の取り扱い

- ・認められた報道機関等が撮影した動画・写真が新聞、雑誌、大会報告書及び競技関係団体のHP等で公開されることがあります。
- ・認められた撮影者、報道機関等が撮影した動画・写真が中継、録画放映されることがあります。(1)個人情報につきましては、細心の注意を払い保護・管理に努め、常に機密保持を守ります。

(5)大会等の参加申込書の提出により、上記(1)～(4)について承諾したのものと対応します。

### 16 申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、各単位スポーツ少年団に、できるだけ多く活動の場を与える趣旨で、競技団体との協議を得て定めたものである。

(1)軟式野球について

全日本学童軟式野球県大会、県学童軟式野球大会、若鷲旗争奪少年軟式野球県大会及び県学童選抜軟式野球大会に出場したチーム(単位団)は、県スポーツ少年団中央大会(予選を兼ねたブロック大会を含む)には参加できない。

(2)バレーボールについて

全日本バレーボール小学生大会県大会出場チームの県スポーツ少年団中央大会への参加はできない。ただし、各ブロックで中央大会に出場できるチームがない場合には、この限りではない。なお、予選を兼ねたブロック大会出場については、各ブロックで定めることができる。

(3)ソフトボールについて

所属競技団体の上位大会(九州小学・西日本小学生・全日本小学生)への出場を決めている単位団は原則として中央大会への出場はできないものとする。中央大会への参加申込後に上記大会への出場が決まった場合は代替チームを中央大会に参加させる。

(4) その他

全競技ともに、中央大会出場に関する申し合わせ事項を遵守すること。平成9年度より、呼称については、選手を団員、主将を代表団員、コーチを指導者、監督を代表指導者として周知徹底を図ることとする。

17 その他

(1)各競技別実施要項は別に定める。

(2)参加については、学校との連絡を密にしておくこと。

18 問い合わせ先

公益財団法人宮崎県スポーツ協会 宮崎県スポーツ少年団 担当 池田海嗣  
住所:宮崎市大字熊野字島山1443-12  
電話:0985-58-5633 FAX:0985-58-5630  
携帯:080-1799-3353

## 令和8年度九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会実施要項(案)

### 1 趣 旨

九州ブロックスポーツ少年団活動の活性化を促進し、団員相互の交流と親睦を図るため、九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会を開催する。

### 2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会

### 3 後 援

九州各県教育委員会（予定）

### 4 主 管

九州各県スポーツ少年団競技専門部  
九州各県関係競技団体

### 5 競技種目及び期日・場所

競技種目（派遣数）	期 日	場 所
軟式野球（2）	7月25日（金）～27日（日）	福岡県：鷹の巣レクリエーションセンター 他
空手道（小・中学生2）	8月1日（土）～2日（日）	宮崎県：ひなた武道館
剣道（小・中学生各2）	8月15日（土）～3日（日）	沖縄県：沖縄県立武道館
ミニバスケットボール（男1女1）	8月21日（金）～23日（日）	熊本県：八代トヨオカ地建アリーナ
サッカー（2）	10月10日（土）～12日（月）	鹿児島県：鹿児島県立サッカー・ラグビー場

### 6 参加資格

令和8年度日本スポーツ少年団の登録団員・指導者（1名は理念を学んだ指導者）であること。

### 7 参加チーム選出方法

原則として、地区の定めるローテーションにしたがって派遣を決定するが、2単位団の内1単位団は中央大会を予選大会として決定する。

ただし、選考については競技団体の意向を優先する。

### 8 経 費

(1) 参加料1チーム3,000円は宮崎県スポーツ少年団が負担する。

(2) 大会会場までの移動については、公共交通機関での移動を原則とし、遠征費は参加単位団で負担するが、宮崎県スポーツ少年団からも一定額を補助する。

（宮崎県開催の交流大会については、交通費の補助は行わない。）

**令和8年度エンジョイ！スポーツフェスティバル実施要項**  
 < 抜 粋 >

団員にスポーツの歓びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、バレーボールおよび剣道を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連携を高めることにより、スポーツ少年団を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

- 1 主 催  
 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
 公益財団法人日本バレーボール協会  
 一般財団法人全日本剣道連盟

2 種目と期日・開催場所

種 目	期 日	開 催 場 所
バレーボール	令和8年12月25日～28日	茨城県
剣 道	令和9年3月26日～28日	北海道

3 参加者

(1) バレーボール

- 小学1年生から6年生（12名） 指導者：2名（有資格指導者）
- ※ 指導者のうち1名は公益財団法人日本スポーツ協会バレーボール公認バレーボールコーチ1～4又はスタートコーチ（バレーボール）いずれかの資格を保有する者、若しくは日本小学生バレーボール連盟認定指導者（一次、二次講習会受講修了者※一次のみでも可）であること。なお、それらを証明する証明書等を所持している者。

(3) 剣道

- 団体 小学4年生から6年生（5名）
- 個人 中学生団員男女各1名（2名） 指導者：1名（理念を学習した者）

4 参加資格

令和8年度日本スポーツ少年団の登録団員・指導者（有資格者）であること。

5 大会参加経費

- (1) 団員と指導者の移動は公共交通機関を利用し、その交通費の一部を、宮崎県スポーツ少年団が補助する。ただし、運賃等の算定は、宮崎県スポーツ少年団旅費基準に基づき補助する。
- (2) 大会期間中の宿泊・食事代は全て参加単位団の負担とする。

6 その他（県内申し合わせ事項）

- (1) バレーボールの推薦は各大会等の結果を参考にして競技団体が行う。
- (2) 剣道の推薦は下記による。
  - ア 団体戦出場チームの団員は、その所属する単位団が原則として同一の市町村スポーツ少年団に属していること。
  - イ 申し合わせ輪番
    - 県内を3ブロックに分けて順番に出場する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ

ブロック分け

- I ブロック  
 : 西臼杵郡、延岡市・東臼杵郡、日向市、西都市・児湯郡
- II ブロック  
 : 東諸県郡、宮崎市
- III ブロック  
 : 日南市・串間市、都城市・北諸県郡、小林市・えびの市・西諸県

※ 必ず、日本スポーツ少年団の各全国競技別交流大会実施要項を御確認の上、参加申込みを行ってください。

## スポーツ少年団登録に関わる事務手続きについて

### 1 登録手続きについて

- (1) オンライン上の登録システムを利用し、登録を行ってください。(3月下旬、市町村スポーツ少年団・各単位団へ新規アカウント発行)
- (2) スポーツ少年団登録規程・スポーツ少年団登録規程施行細則に定める登録要件を満たす単位団は登録申請を行います。
- (3) 単位団は、登録申請後、各市町村スポーツ少年団年度設定の支払い方法に基づき、市町村スポーツ少年団に登録料の納入を行います。
- (4) 市町村スポーツ少年団は、単位団にシステム上で支払依頼をし、登録料の徴収を行ってください。(クレジット決済・コンビニ決済の場合は、管理会社に直接納入され、およそ1ヶ月から2ヶ月後に所属市町村に返納されます。)
- (5) 各単位団から登録申請を取りまとめた市町村スポーツ少年団は、県スポーツ少年団へ登録申請を行い、指定口座に指定された期日までに納入してください。
- (6) 登録申請の締め切り期日について
  - ①単位団・・・市町村スポーツ少年団登録は7月31日に登録が完了するように努めてください。
  - ②市町村・・・県スポーツ少年団本部への締め切り日は8月31日です。
  - ③県本部・・・日本スポーツ少年団への最終締め切り日は9月30日です。
  - ④追加登録・・・8月31日以降の追加登録については、県本部までご連絡ください。
- (7) 単位スポーツ少年団に必要な最低構成人数

	指 導 者		団 員
	理念○	理念×	
	18歳以上	18歳以上	
A	2名		10名
B	1名	1名	10名
C	0名	2名	10名

※ B、Cのパターンについては新規登録団のみです。当該年度中に「公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）」養成講習会を受講する必要があります。

## 2 登録料について

### (1) 登録料金額

登録料	日本スポーツ少年団 登録料	宮崎県スポーツ少年団 登録料	宮崎県スポーツ協会 機関誌購読料
団員 (700円)	300円	400円	各単位団 (1000円)
指導者・役員・スタッフ (1,000円)	700円	300円	

### (2) 登録料の納入

登録料については、登録システムからの支払依頼での連絡になります。期日までに指定口座に振り込みをお願いいたします。

### (3) 領収書について

申し出がない場合は発行しません。

## 3 『宮崎県スポーツ協会機関誌』購読について

(1) 購読料は1単位団1,000円です。登録料徴収と同時に購読料を徴収してください。

(2) 各市町村事務担当者は代表指導者の義務として、各単位団の指導者・母集団その他団員への回覧が必要であることを確認してください。

## 4 単位団旗について

(1) 単位団は、スポーツ少年団のシンボルであるスポーツ少年団旗（単位団旗）を保有しなければいけません。

(2) 年間通していつでも注文可能ですが、送料は着払いとなります。

代金は（新規団） 2,200円

- ・注文と支払は従来どおり市町村事務局を通してください。
- ・請求書、また振込の場合の領収書は、特に申し出がなければ発行しません。

## 5 振込口座について

※登録料、宮崎県スポーツ協会機関誌購読料、各種参加料、団旗代等の振込口座。

銀行名	宮崎銀行	県庁支店
口座名	普通預金	1160955
口座 名義人	ミヤギケンスポーツ少年団本部 宮崎県スポーツ少年団本部 本部長 小嶋 忠史	

## 補助金申請・報告書の手続きについて

### (1) 目的

補助金等の適正かつ効果的な執行を図るための基準を定めることを目的とする。

### (2) 執行の原則

- ① 交付規則等に基づき、公費に準じて適正に執行されなければならない。
- ② 本会は、補助金執行体制が適正でない場合は、補助金等の交付を留保するものとする。

#### ※ 補助金等執行体制

予算執行のルールが整備され、ルールにそって執行されていること。  
 予算執行のチェック体制が整備され、組織的に処理されていること。  
 情報が公開されていること。

- ③ 不適正な執行が判明した場合は、補助金の一部又は全額を返還しなければならない。

### (3) 書類作成の留意事項

- ① 提出書類は、別紙様式を参考に提出すること。
- ② 提出期限を厳守すること。
- ③ 提出書類の未記入事項が無いように留意すること。特に補助金等の目的に関する事項又は重要事項（実施内容、参加者数、成績、成果等）は、詳細に記入すること。
- ④ 数値の計算及び数値間又は資料間の整合性に留意すること。
- ⑤ 複数の収支決算書を作成した場合は、全体を総括する収支決算書を作成すること。
- ⑥ 補助金等を支出した場合は領収書を徴すること。  
宛名は、特に指定された場合を除き「所属団体名」とすること。
- ⑦ 交通費、謝金等を受領した場合は受領した本人が自書または、押印すること。
- ⑧ 使用料、賃借料の領収書は、施設管理者が発行するもの又は使用料が明記された使用許可書とすること。
- ⑨ 領収書の1件の額が5万円以上の場合は法定の収入印紙を貼付すること。
- ⑩ 領収書は原本を提出すること。
- ⑪ 補助金等の出し入れに使用する預貯金口座は、所属団体等代表者名義とすること。  
口座名義が、所属団体等と異なる場合は、代表者の委任状を提出すること。

### (4) 対象経費の計算等

- ① 補助金交付要項に基づき定められた科目で支出すること。
- ② 自家用車を利用した場合は、出発地と目的地間の最短距離（km 端数切捨）に1.8円を乗じた額とすること。公共交通機関を利用した場合は利用区間名（利用駅等）を記入すること。

#### ※ 提出書類一覧

	ブロック大会	組織整備補助事業	指導者協議会研修会	日独同時交流	備考
交付申請書	○	○	○	○	様式1-1
収支予算書	○	○	○	○	様式1-2
請求書	○	○	○	○	様式1-3
事業計画書	○	○	○	○	様式1-4
実績報告書	○	○	○	○	様式2-1
収支決算書	○	○	○	○	様式2-2
事業報告書	○	○	○	○	様式2-3
領収書(謝金等)	○	○	○	○	様式3-1
写真	○	○	○	○	
参加名簿		○	○		

# 宮崎県スポーツ少年団組織整備強化事業実施要項

## 1 趣 旨

宮崎県スポーツ少年団は、スポーツ少年団の目的の達成を目指す健全な各市町村スポーツ少年団の育成を図るため、次の2つの事業について補助を行う。

## 2 事業名、目的及び内容

### (1) 初級ジュニア・リーダー養成事業

小学5年生から中学生までの団員を対象として、単位団におけるリーダーの養成を図ることを目的として実施する事業である。

内容としては、講演・講義・野外活動などによる交流活動などがあるが、各市町村の独創的な取り組みにより、趣旨の達成が図られることが望ましい。

### (2) 母集団育成補助事業

指導者の資質向上のための援助及びに会員相互の親睦や体力向上を進めながら、スポーツ少年団の目的達成のための育成援助を推進する望ましい母集団の育成を図ることを目的として実施する事業である。

内容としては、講義・研究協議・交流大会などによる研修などがあるが、各市町村の独創的な取組により、趣旨の達成が図られることが望ましい。

## 3 実施期間

令和8年5月1日～令和9年2月28日

## 4 補助対象市町村数及び補助金額

補 助 事 業 名	対象市町村数	補助金額
(1) 初級ジュニア・リーダー養成事業	2市町村	各 6万円
(2) 母集団育成補助事業	8市町村	各 4万円

## 5 補助対象経費

この事業の対象経費は、次のとおりとする。

諸謝金、旅費、印刷製本費、借損料、消耗品費、通信運搬費

## 6 補助対象市町村の書類の提出について

補助金申請の市町村においては、必要な資料を添付して宮崎県スポーツ少年団本部長に対して申請書を提出する。

(必要な資料、申請書等の様式については、宮崎県スポーツ協会ホームページよりダウンロード)

## 7 補助事業実績報告書の提出について

各市町村は、補助事業実施終了後2週間以内に、下記資料を添付して補助事業実績報告書を提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿 (参加者多数の場合は参加者数)
- (4) 開催要項
- (5) 領収書 (原本) ※ 謝金・旅費の領収は自筆または、押印
- (6) スナップ写真 (2～3枚)

## 宮崎県スポーツ少年団ブロック指導者協議会研修会事業実施要項

1 目的 各ブロックスポーツ少年団指導者を対象に、スポーツ少年団指導者としての資質の向上を図る。

2 実施期間 6月～2月

※(年1回必ず開催する)

3 内容

(1) 研修

- ・ 研修時間 2時間～3時間
- ・ 次の内容から選択すること。

- スポーツの意義と価値・スポーツ少年団の理念とその意義
- 安全なスポーツ環境の整備
- 指導のプロセス・ジュニア期のスポーツ
- 指導者の責任と役割
- その他(指導者の資質向上に関する研修)

(2) 研究発表・協議

- ・ 指導者の中から1～2名による事例発表をもとに協議の柱をたてて協議を行う。

(3) 報告(必修)

- ・ 宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会での会議内容を伝達する。

※(1)および(2)のいずれかを選択して実施する。なお、(3)は必ず実施すること。

4 補助対象ブロック及び補助金額

(1) 補助対象ブロック

ブロック名	対象市町村名	事務局	事務局
		令和7年度	令和8年度
宮崎市ブロック	宮崎市	宮崎市	宮崎市
東諸県郡ブロック	国富町・綾町	国富町	国富町
日南・串間ブロック	日南市・串間市	日南市	串間市
都城市・北諸県郡ブロック	都城市・三股町	都城市	都城市
西諸県ブロック	えびの市・小林市・高原町	えびの市	えびの市
西都・児湯ブロック	西都市・都農町・高鍋町・新富町 木城町・川南町・西米良村	西都市	西都市
延岡市ブロック	延岡市	延岡市	延岡市
日向市・東臼杵郡ブロック	日向市・門川町・美郷町 諸塚村・椎葉村	諸塚村	諸塚村
西臼杵郡ブロック	五ヶ瀬町・日之影町・高千穂町	高千穂町	高千穂町

(2) 補助金額 各ブロック40,000円

5 補助対象経費

この事業の対象経費は諸謝金(講師のみ)、旅費交通費(講師のみ)印刷製本費、借損料、消耗品費、通信運搬費とする。

6 書類の提出について

対象ブロック事務担当者は、必要な資料を添付し、県スポーツ少年団本部長に対して申請書を提出する。

7 補助事業実績報告書の提出について

対象ブロック事務担当者は、補助事業実施終了後2週間以内に、必要な資料を添付し補助事業実績報告書を提出するものとする。

## 宮崎県スポーツ少年団ブロック大会補助金交付要項

### 1 目的

宮崎県スポーツ少年団ブロック大会の円滑な運営を図る。

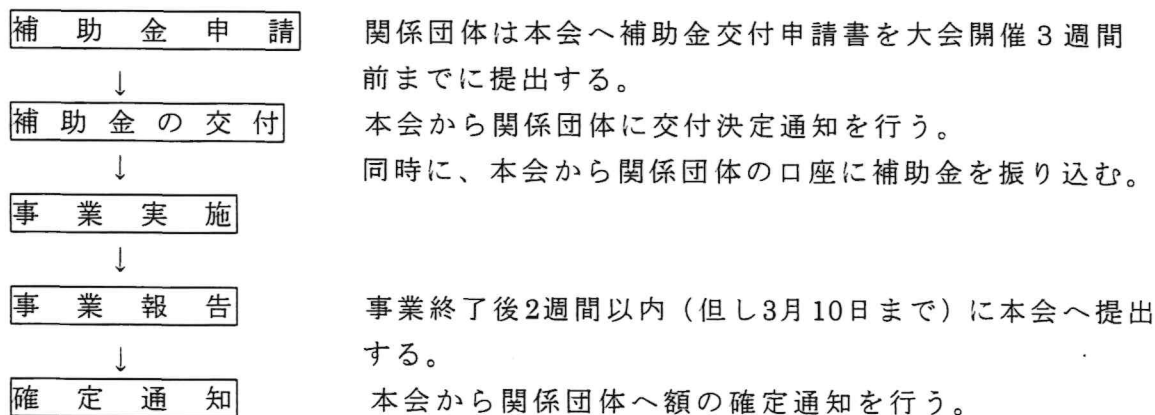
### 2 補助対象

実施9ブロックスポーツ少年団

### 3 補助対象経費等

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 報償費   | 運営役員謝金1日4,000円を上限とする。<br>看護師謝金は1日5,000円を上限とする。 |
| (2) 旅費交通費 | ブロック大会実行委員会会議旅費                                |
| (3) 借用料   | 会場借上料の実費                                       |
| (4) 印刷製本費 | プログラム印刷代                                       |
| (5) 消耗品費  | 競技運営に係る物品のみ(熱中症対策の飲料水含む)                       |
| (6) 通信運搬費 | 切手代  |
| (7) 食糧費   | 弁当代  |

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

## 宮崎県スポーツ少年団ブロック指導者協議会研修会補助金交付要項

### 1 目的

各ブロックスポーツ少年団指導者を対象に、スポーツ少年団指導者としての資質の向上を図る。

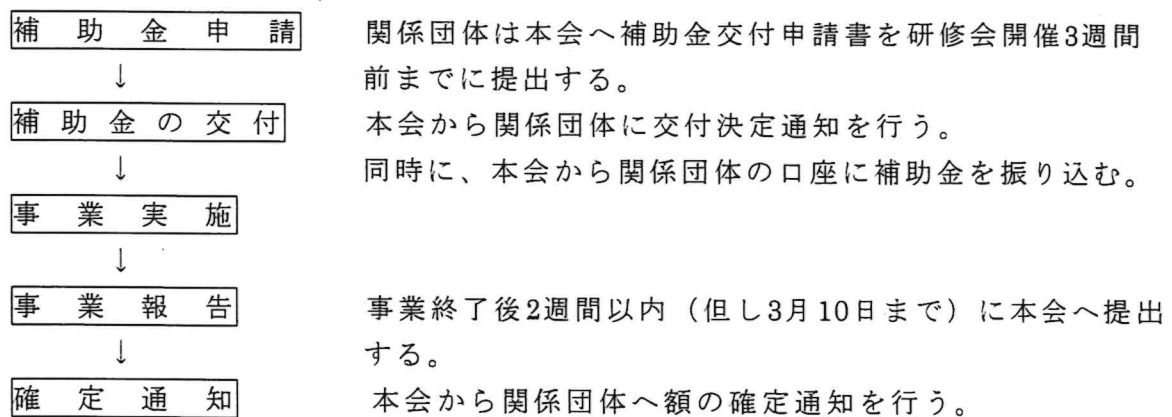
### 2 補助対象

指導者・母集団資質向上のための研修会実施市町村（9ブロック）

### 3 補助対象経費等

- (1) 報償費 講師謝金 1時間10,000円を上限とする。
- (2) 旅費交通費 講師旅費
- (3) 借用料 1日10,000円を上限とする。
- (4) 印刷製本費
- (5) 消耗品費 各事業に必要な物品（熱中症対策の飲料水含む）
- (6) 通信運搬費

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和8年 4月 1日 から施行する。

## 宮崎県スポーツ少年団組織整備強化補助金交付要項

### 1 目的

スポーツ少年団の目的の達成を目指す、健全な各市町村スポーツ少年団の育成を図るため

### 2 補助対象

組織整備強化事業希望実施市町村

### 3 補助対象経費等

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 報償費   | 講師謝金 1時間10,000円を上限とする。   |
| (2) 旅費交通費 | 講師旅費                     |
| (3) 借用料   | 1日10,000円を上限とする。         |
| (4) 印刷製本費 |                          |
| (5) 消耗品費  | 各事業に必要な物品 (熱中症対策の飲料水含む。) |
| (6) 通信運搬費 |                          |

### 4 事務手続き

補助金申請

↓

補助金の交付

↓

事業実施

↓

事業報告

↓

確定通知

関係団体は本会へ補助金交付申請書を研修会開催3週間前までに提出する。

本会から関係団体に交付決定通知を行う。

同時に、本会から関係団体の口座に補助金を振り込む。

事業終了後2週間以内(但し3月10日まで)に本会へ報告する。

本会から関係団体へ額の確定通知を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和8年 4月 1日から施行する。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団  
本部長 小嶋忠史様

団体名  
本部長氏名 公印  
担当者氏名 私印

〇 〇 補助金交付申請書

標記に関し、下記のとおり補助金の交付を申請します

記

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- 収支予算書・・・(様式 1 - 2)
- 請求書・・・(様式 1 - 3)
- 事業計画書・・・(様式 1 - 4)
- 事業実施要項

担当者：
TEL：
FAX：
E-mail：

令和 年度 ○○事業収支予算書

年 月 日

1 収 入

単位：円

科 目	予 算 書	内 訳
1 補 助 金		宮崎県スポーツ少年団の補助金
2 負 担 金		団体の負担金
3 そ の 他		
合 計		

2 支 出

科 目	予 算 額	内 訳
対 象 経 費		
対 象 外 経 費		
合 計		

\*科目・・・各事業要項の費目ごとに整理すること。

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団  
本部長 小嶋忠史様

団体名  
本部長氏名  
担当者氏名  
公印  
私印

〇〇補助金請求書

令和 年度〇〇補助金として、\_\_\_\_\_円を請求します。

補助金は下記へ振り込んでください。

金融機関名	銀行 〇〇店
預金種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

- 記入上の注意
- 1 印鑑は、本部長公印並びに担当者私印を押印のこと。
  - 2 個人の口座は使用しないこと。

## 事業計画書

1 事業名		
2 実施期間		
3 会場		
4 参加者数		
5 講師		
6 事業目的		
7 事業内容		
8 その他		

- 1 様式は問わないが、上記項目で作成すること。
- 2 実施要項等、資料があれば添付すること。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団  
本部長 小嶋忠史様

団体名  
本部長氏名 公印  
担当者氏名 私印

〇 〇 補助金実績報告書

年 月 日付宮スポ協ス第 号で通知のありました標記補助金に  
ついて、下記のとおり報告いたします。

記

添付書類

- 収支決算書・・・（様式 2 - 2）
- 事業実施報告書・（様式 2 - 3）
- 参加者名簿
- 事業実施要項
- 領収書（原本）
- 写真

担当者：
TEL：
FAX：
E-mail：

年度 ○○事業収支決算書

年 月 日

1 収 入

単位：円

科 目	決 算 額	内 訳
1 補 助 金		宮崎県スポーツ少年団の補助金
2 負 担 金		団体の負担金
3 そ の 他		
合 計		

2 支 出

科 目	決 算 額	内 訳
対 象 経 費		
対 象 外 経 費		
合 計		

\*科目・・・各事業要項の費目ごとに整理すること。

年度 ○○事業報告書

年 月 日

事業の目的、成果、成績 等

事業の実施状況

課題、今後の取組 等

- 1 様式は問わないが、上記項目で作成すること。
- 2 実施要項等、資料があれば添付すること。

年度 ○○事業 ○○○費 領収書

NO	氏 名	支 払 額	受 領 日	受領者氏名（自筆） または捺印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ 金額は、同額であっても「同上」・「〃」で記入せず、必ず金額を記入のこと。

(様式1)

## スポーツ少年団単位団旗 申 込 書

公益財団法人 宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団本部  
スポーツ少年団担当者 宛

※該当する ( ) に○を記入

1 申込数	@ 2,200× 本=
2 単位団旗 送付先 注1:送料着払い	1 ( ) 市町村スポーツ少年団事務局 2 ( ) .....スポーツ少年団 3 2の場合の送付先住所は ・郵便番号 ・住 所 ・氏 名 ・電話番号 4 3がその他の場合送付先住所 ・郵便番号 ・住 所 ・氏 名 ・電話番号
3 納品希望日	1 ( ) 特になし 2 ( ) 月 日までに
4 通信欄	

年 月 日

市町村スポーツ少年団  
担当:

# 規程集

# 宮崎県スポーツ少年団規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (理念及び事業)

第2条 本団は、定款第4条に基づく次の事業を行い、本県スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年スポーツの振興及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

- (1) スポーツ少年団活動の普及、指導に関すること。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成、活用に関すること。
- (3) スポーツ少年団の組織化と指導体制確立に関すること。
- (4) スポーツ少年団の交流に関すること。
- (5) スポーツ少年団及びスポーツ少年団指導者の顕彰に関すること。
- (6) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他スポーツ少年団の目的達成に関すること。

## (団員)

第3条 スポーツ少年団の団員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団に登録した者とする。

2 前項の登録は毎年度更新する。

## (役員)

第4条 本団に、常任委員10名以上20名以内を置く。

2 常任委員のうち1名を本部長とする。また、本部長以外の4名以内を副本部長とする。

## (常任委員等の選出及び任期)

第5条 常任委員は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表1の市町村スポーツ少年団において1名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- (3) スポーツ少年団活動に参画する地域人材等から若干名選出する。

2 本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

3 副本部長は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表2輪番から選出、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- (2) 常任委員会において、公益財団法人宮崎県スポーツ協会専務理事、女性代表指導者1名、別表2輪番から2名選出し、2年ごとの改選とする。

4 常任委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する常任委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 地域人材等から選出した常任委員の任期は、1期（2年）とし、最長2期（4年）までとする。

## (職務等)

第6条 本部長は、本団を代表し会務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、本団の職務を行う。

## (会議)

第7条 本団の会議は、常任委員会及び市町村本部長会とする。

2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

3 常任委員会は、次の職務を行う。

- (1) スポーツ少年団の業務執行の決定
- (2) 本部長・副本部長の本会理事会への推挙
- (3) 市町村本部長会決議事項の審議
- (4) その他、本会理事会から諮問された事項

4 市町村本部長会は、年2回、本部長が招集し、その議長となる。

5 市町村本部長会は、次の事項について決議する。

- (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (2) 各事業年度の決算の承認
- (3) スポーツ少年団規程の変更の承認

(4) その他、常任委員会から諮問された事項

6 本団の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(中央指導者協議会)

第8条 本団に、中央指導者協議会を置く。(以下「協議会」という)

2 協議会設置に関し必要な事項は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会の決議を経て別に定める。

(経費)

第9条 本団の経費は、第3条に定める団員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 本団の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本団に関し必要な事項は、常任委員会で審議して、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。
- 3 平成27年 6月10日 一部改正
- 4 平成28年11月25日 一部改正
- 5 令和 2年 3月 3日 一部改正
- 6 令和 5年 6月16日 一部改正
- 7 令和 5年11月14日 一部改正
- 8 令和 6年 6月 7日 一部改正
- 9 令和 6年11月19日 一部改正
- 10 令和 7年 3月21日 一部改正

別表1

市町村スポーツ少年団	
1	宮崎市地区
2	東諸県地区
3	日南市、串間市地区
4	都城市、北諸県郡地区
5	小林市、えびの市、西諸県郡地区
6	西都市、児湯郡地区
7	延岡市地区
8	日向市、東臼杵郡地区
9	西臼杵郡地区

別表2

A グループ	B グループ	C グループ
延岡市ブロック	日向市・東臼杵郡ブロック	日南・串間ブロック
西臼杵郡ブロック	東諸県郡ブロック	宮崎市ブロック
西都・児湯ブロック	都城市・北諸県郡ブロック	西諸県ブロック

# 宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会細則

## (総則)

第1条 この細則は、宮崎県スポーツ少年団規程第8条の規定に基づき宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会（以下、「協議会」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

## (目的)

第2条 この協議会は、指導者の育成、資質の向上に努め、本県スポーツ少年団活動の振興を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行い、宮崎県スポーツ少年団に意見を具申することができる。

- (1) 県内ブロックスポーツ少年団指導者協議会との連携に関する事
- (2) 宮崎県スポーツ少年団事業の推進と協力に関する事
- (3) 指導者の資質向上に関する事
- (4) 指導者間の交流と情報交換に関する事
- (5) 指導者・リーダーの育成に関する事
- (6) その他、この協議会の目的達成に必要な事項

## (構成)

第4条 協議会は、県本部長、副本部長及び各市町村から選出された代表者で構成する。(以下、「委員」という。)

- 2 前項の代表者は、日本スポーツ少年団登録指導者（スポーツ少年団の理念を学んでいる指導者）の中から選出する。
- 3 選出人数は、各市町村の日本スポーツ少年団登録指導者数（選出前年度の8月末日現在）により、次のとおりとする。

登録指導者	選出可能数
100人未満	1名
100人以上～300人未満	1～2名
300人以上～500人未満	1～3名
500人以上～700人未満	1～4名
700人以上	1～5名

ただし、県本部長、副本部長の在籍する市町村にあっては、選出人数に、本部長、副本部長を含めてもよいものとする。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 指導者・リーダー育成担当委員3名

第7条 会長は県副本部長をあて、協議会を代表する。

- 2 副会長は協議会委員の互選とし、会長を補佐し、会長事故あるときは、その会務を代行する。
- 3 指導者・リーダー育成担当委員は指導者、リーダーの育成に係る業務を中心に担当する。指導者・リーダー育成担当委員の選出は協議会委員の互選とする。

## 附則

- 1 この細則は、平成28年11月25日より施行する。
- 2 この細則は、令和3年4月1日より施行する。

## 日本スポーツ少年団顕彰要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

### (顕彰の形式)

第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

### (顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者(指導者・役員およびスタッフ)を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

### (候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県スポーツ協会会長および都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛に行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

### (表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

### (要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附則3 (1)本要綱は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則4 (1)本要綱は令和7年12月4日から改定施行する。



8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。
9. 本施行基準の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

- 附則1
- (1) 本施行基準は平成18年4月1日から改訂施行する。
  - (2) 本施行基準は平成22年4月1日から改訂施行する。
  - (3) 本施行基準は平成22年4月14日から改訂施行する。
  - (4) 本施行基準は平成25年4月15日から改訂施行する。
  - (5) 本施行基準は令和2年6月24日から改訂施行する。
  - (6) 本施行基準は令和5年11月22日から改定施行する。
  - (7) 本施行基準は令和7年12月4日から改定施行する。

## 宮崎県スポーツ少年団功労賞実施要項

### 1 趣 旨

この表彰は、スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なものに対して行う。

### 2 表 彰

表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

### 3 推薦及び決定

- (1) 被表彰候補者の推薦は、本会及び本会の加盟団体等が行う。
- (2) 表彰の審議、決定は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

### 4 対 象

- (1) 20年以上スポーツ少年団の運営又は指導等に取り組み、顕著な功績のある個人
- (2) 設立以来20年以上活動を続け、他の模範となるスポーツ少年団及び関係団体
- (3) 活動実績が20年未満で、上記(1)、(2)に相当する特に功績が顕著な個人、団体は考慮することができる。

### 5 表 彰 枠

- (1) 個人15人以内
- (2) 団体10団体以内

# 公益財団法人日本スポーツ協会 登録者等処分規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の登録者等を処分する際の処分の内容及び手続について定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本規程において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

本会「公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者

(2) スポーツ少年団登録者

本会「スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ

2 本会「スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、本会「スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

3 本会主催事業の運営に関わる者及び参加者に対する処分は、各事業の要項等に従って行うものとする。

## 第2章 遵守事項及び処分の内容

(遵守事項)

第3条 登録者等は、スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連し、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。

(1) 暴力・暴行その他の身体的虐待

(2) 暴言その他の精神的虐待

(3) 性的虐待

(4) セクシュアル・ハラスメント

(5) パワー・ハラスメント

(6) アルコール・ハラスメント

(7) その他のハラスメント

(8) 無視・ネグレクト

(9) 不適切又は不合理な指導

(10) 差別的言動

(11) 試合の不正操作

- (12) 違法なスポーツベッティング
  - (13) ドーピング
  - (14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損
  - (15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害
- 2 前項各号のほか、登録者等は、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。
- (1) 薬物の乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等を含むがこれに限らない）
  - (2) 登録者等としての職務又は地位を利用して自己又は第三者の利益を図り、若しくは第三者を害すること
  - (3) 登録者等としての職務又は地位に関連して受領する補助金に関連して、要綱等に違反し、又は不正を行うこと
  - (4) 反社会的勢力と関係を有すること
  - (5) 第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幫助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと
  - (6) 前項各号又は前各号に定めるもののほか、各種法令及び本会が定める規程に違反すること
  - (7) その他スポーツの健全性及び高潔性を損ねること

(処分)

第4条 登録者等が前条に定める遵守事項に違反したとき、本会が登録者等に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 公認スポーツ指導者

①注意

違反行為について文書で注意する。

②嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から3年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は資格停止を科す。

③資格停止（再登録等の禁止を含む）

一定期間（1か月以上5年以下）公認スポーツ指導者の資格を停止し、一定期間（1か月以上5年以下）更新登録、再登録、復活登録及び新規登録を禁止し、又は一定期間（1か月以上5年以下）公認スポーツ指導者の資格を停止するとともに更新登録、再登録、復活登録及び新規登録を禁止する。

④資格取消

資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了を無効とする。

(2) スポーツ少年団登録者

①注意

違反行為について文書で注意する。

②嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から3年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は活動禁止を科す。

③有期の活動禁止

一定期間（1か月以上5年以下）スポーツ少年団活動（単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動）への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

④無期の活動禁止

期間を定めることなくスポーツ少年団活動への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

2 本会は、前条に定める遵守事項に違反した時点及び処分を行う時点のいずれにおいても登録者等に該当する者に対し、処分を行うことができる。

3 前項の定めにかかわらず、本会は、登録者等の区分ごとに定められた以下の要件を満たす限り、処分時点において登録者等の地位を有しない者に対しても処分を行うことができる。

(1) 公認スポーツ指導者

本会が違反行為を把握し記録した時点において登録者等の地位を有していること

(2) スポーツ少年団登録者

遵守事項に違反した時点から1年間が経過していないこと

### 第3章 処分手続

(部門の設置)

第5条 本会委員会規程に基づき倫理・コンプライアンス委員会に、次の部門を設置する。

(1) 調査・事実認定審議会：第3条に定める遵守事項の違反と疑われる行為に関する調査を行い、調査結果の報告とともに処分案を答申する。

(2) 処分審査会：処分の要否を審査し、処分を決定する。

2 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員の選任及び解任は倫理・コンプライアンス委員会が決議する。

3 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員は3名以上とする。

4 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員には、少なくとも1名は第三者委員（本会又は本会の正加盟団体、準加盟団体及び承認団体（以下総称して「加盟団体」とい

う。)の役職員以外の者)を選任するものとする。

- 5 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員には、少なくとも1名は法律に精通した有識者を選任するものとする。この委員は第三者委員であるか否かを問わない。
- 6 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員長は、委員の互選により選定する。
- 7 調査・事実認定審議会及び処分審査会の委員の任期は2年とする。

#### (処分の原則)

第6条 本会は、違反行為をしたと疑われる登録者等(以下「審査対象者」という。)に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

- 2 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
- 3 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
- 4 前3項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を処分基準として別表1から6までに定める。実際の処分決定に当たっては、処分基準の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
- 5 処分基準に示していない違反行為に対する処分内容は、処分基準の標準的な処分内容を参考とし、本条第1項、第2項、第3項に掲げる基本的な考え方を踏まえて判断することとする。

#### (刑事裁判等との関係)

第7条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本会は、同一事案について、適宜、登録者等を処分することができる。本規程による処分は、審査対象者が、同一又は関連の遵守事項の違反に関し、重ねて本会以外の処分を受けることを妨げない。

#### (代理人)

第8条 審査対象者は、代理人を選任することができる。ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人は、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答については、この限りではない。
- 3 審査対象者が代理人の選任を本会に通知した場合、それ以降の手続において本会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

る。

(事実調査の開始)

第9条 本会は、本会が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」から事実調査請求を受けた場合、事実調査を開始するものとする。

2 本会は、前項に規定する場合のほか、登録者等に第3条に定める遵守事項に違反した疑いがあると判断したときは、事実調査を開始するものとする。

(事実調査パネルの選任)

第10条 調査・事実認定審議会委員長は、事実調査を行う場合、調査・事実認定審議会の委員の中から事実調査パネルを構成するパネリストを選任する。

2 パネリストは、1名以上とする。

3 調査対象事実又は当事者と利害関係を有する者（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者をいう。）は、パネリストを務めることができない。パネリストに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該パネリストは、パネリストを辞任するものとする。

(事実調査の方法)

第11条 事実調査パネルは、審査対象者の属性に応じ、以下のいずれかの方法により事実調査を行う。

(1) 審査対象者が、本会の加盟競技団体、準加盟団体及び承認団体（以下総称して「加盟競技団体等」という。）と本会が協同で公認スポーツ指導者の資格を付与した者である場合には、当該加盟競技団体等又は審査対象者と密接な関連性を有する加盟団体に事実調査を依頼することができる。ただし、加盟団体に事実調査を依頼することが相当でない場合には、事実調査パネルが自ら事実調査を行う。

(2) 審査対象者がスポーツ少年団登録者である場合には、審査対象者の所属するスポーツ少年団が所在する都道府県を管轄する加盟都道府県体育・スポーツ協会又は審査対象者と密接な関連性を有する加盟団体に調査を依頼することができる。ただし、加盟団体に事実調査を依頼することが相当でない場合には、事実調査パネルが自ら事実調査を行う。

(3) 審査対象者が前2号のいずれにも該当しない場合には、事実調査パネルが自ら事実調査を行う。

(事実調査)

第12条 事実調査パネルは、第9条に基づき調査を開始する事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

2 事実調査パネルは、必要に応じて適宜、審査対象者、事案の関係者又は加盟団体等に

対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

- 3 審査対象者及び加盟団体は、前項の事実調査パネルの調査に協力しなければならない。

(加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会に対する調査の依頼)

第13条 事実調査パネルは、加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会に対し事実調査を依頼する場合は、以下の事項を示して、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うよう依頼するものとする。

- (1) 審査対象者の氏名
- (2) 調査対象事実
- (3) 現時点で存する証拠
- (4) 報告期限

2 加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会は、事実調査パネルの調査の依頼があった場合、事実調査パネルに対し、調査の終了後、以下の項目を報告しなければならない。

- (1) 審査対象者の氏名
- (2) 処分内容に関する意見
- (3) 調査対象事実に関する調査結果
- (4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果
- (5) 証拠
- (6) 報告日

3 加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会は、事実調査パネルの調査の依頼から、3か月以内に前項の報告を行わなければならない。ただし、3か月以内に調査を完了することが困難な場合、加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会は、本会にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

4 事実調査パネルは、加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会の報告に対し、さらなる事実調査を依頼し、又は自ら事実調査を行うことができる。

(事実調査パネルの判断)

第14条 事実調査パネルの判断は、事実調査パネルに選任されたパネリスト全員の関与の下に行い、事実調査パネルに選任されたパネリストが複数人いる場合の判断は、パネリストの過半数をもって行う。

(事実調査の報告)

第15条 事実調査パネルは、事実調査終了後速やかに、調査・事実認定審議会委員長に

対し、次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- (1) 審査対象者の氏名
- (2) 処分の要否及び適用されるべき処分案
- (3) 事実調査の対象として申し立てられた事実に関する調査結果
- (4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果
- (5) 処分相当とする理由（適用条項を含む）
- (6) 証拠
- (7) 報告日

(処分案の答申)

第16条 調査・事実認定審議会委員長は、事実調査パネルと協議の上で処分審査に付することが相当であると判断した場合、前条の報告の結果を踏まえ、処分審査会に対して、次に掲げる事項を含む書面をもって処分案を答申する。

- (1) 審査対象者の氏名
- (2) 適用されるべき処分案
- (3) 審査対象事実
- (4) 処分相当とする理由（適用条項を含む）
- (5) 証拠

2 調査・事実認定審議会委員長は、処分案の答申にあたり、調査・事実認定審議会に諮問を行うことができる。

3 調査・事実認定審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催し、また議決することができない。

4 調査・事実認定審議会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 審査対象事実又は当事者と利害関係を有する委員は、当該事案の審理に加わることができない。

6 調査・事実認定審議会委員長は、事実調査を実施したが処分審査に付さなかった事案につき、事案の概要を倫理・コンプライアンス委員会に報告する。

(処分審査の原則)

第17条 処分審査会は、前条に定める処分案の答申を受けて、中立、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。

(処分審査会の審理)

第18条 処分審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催し、また議決することができない。

- 2 処分審査会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 審査対象事実又は当事者と利害関係を有する委員（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者をいう。）は、当該事案の審理に加わることができない。

（審査対象者の弁明）

- 第19条 処分審査会委員長は、調査・事実認定審議会委員長から処分案の答申を受けたときは、速やかに審査対象者に対し、審査対象事実の概要等を記載した書面を送付し、弁明の機会を設ける。
- 2 審査対象者は、前項の書面が審査対象者に到達した日から2週間以内に、書面にて審査対象事実の概要に対する認否及び弁明を処分審査会に提出することができる。

（聴聞の機会）

- 第20条 処分審査会は、必要があると判断したときは、審査対象者から直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。
- 2 聴聞場所は、原則として、本会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聴いて、処分審査会が定める。
  - 3 第1項の定めにかかわらず、審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合は、処分審査会は審査対象者を聴聞することを要しない。

（適正な処分のための措置）

- 第21条 処分審査会は、必要に応じて適宜、審査対象者、事案の関係者、加盟競技団体等又は加盟都道府県体育・スポーツ協会並びに担当した事実調査パネルに対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなどの調査を行うことができる。
- 2 審査対象事実に関わる登録者等並びに加盟競技団体等及び加盟都道府県体育・スポーツ協会は、前項に定める調査に協力しなければならない。

（処分の決定）

- 第22条 処分審査会は、調査・事実認定審議会委員長からの答申を審議し、処分決定を行う。
- 2 前項の処分審査会決定に基づき、処分審査会委員長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
    - (1) 審査対象者の氏名
    - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

- (3) 処分対象となる遵守事項の違反にかかる事実
  - (4) 処分の手続の経過
  - (5) 処分の理由（適用条項を含む）
  - (6) 処分の年月日
  - (7) 審査対象者が処分決定に不服がある場合には、審査対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、本処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨
  - (8) 再教育プログラム手続概要
- 3 処分の効力発生日は、前項に定める通知が審査対象者に到達したとき又は処分審査会の決議があった日から3週間後のいずれか早い日とする。
- 4 処分審査委員長は、処分後、処分の概要を倫理・コンプライアンス委員会及び理事会に報告する。

(活動の自主的な停止)

第23条 前条第3項の定めにかかわらず、処分審査会は、審査対象者がその地位に関連する活動の自主的な停止を実施したと認められる場合、資格停止（再登録等の禁止を含む）、資格取消、有期の活動禁止及び無期の活動禁止の起算日を、審査対象者が活動の自主的な停止を開始したときとすることができる。

#### 第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

- 第24条 審査対象者が処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。
- 2 本会は、前項の申立をしたことを理由として、審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第5章 再教育プログラム

(注意又は嚴重注意の処分を受けた公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの開始)

- 第25条 指導者育成委員会は、注意又は嚴重注意の処分を受けた公認スポーツ指導者に対し、指導者育成委員会が別に定める基準に基づき再教育プログラムの内容を決定し、処分決定とともにこれを通知する。

(資格停止(再登録等の禁止を含む)又は資格取消の処分を受けた公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの開始)

第26条 資格停止(再登録等の禁止を含む)又は資格取消の処分を受けた公認スポーツ指導者は、本会に対し、再教育プログラムの受講を申請することができる。

2 資格停止(再登録等の禁止を含む)の処分を受けた公認スポーツ指導者は、第22条第3項に定める処分の効力発生日から資格停止期間の3分の1の期間を経過した後でなければ、前項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

3 資格取消の処分を受けた公認スポーツ指導者は、第22条第3項に定める処分の効力発生日から2年を経過した後でなければ、第1項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

4 指導者育成委員会は、資格停止(再登録等の禁止を含む)又は資格取消の処分を受けた公認スポーツ指導者から再教育プログラムの受講申請があった場合、受講の可否を判断するとともに、当該公認スポーツ指導者に対して受講を認める場合は、同委員会が別に定める基準に基づきその内容を決定し、これを通知する。

(公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの修了)

第27条 指導者育成委員会は、前2条に定める再教育プログラムを受講した公認スポーツ指導者がプログラムの成果を挙げたと認められる場合には、修了の判定を行う。

2 注意又は嚴重注意の処分を受けた公認スポーツ指導者は、原則6か月以内に再教育プログラムを修了しなければならない。

3 資格停止(再登録等の禁止を含む)の処分を受けた公認スポーツ指導者は、再教育プログラムを修了しなければ、資格を回復し、又は更新登録、再登録、復活登録若しくは新規登録をすることができない。

4 資格取消の処分を受けた公認スポーツ指導者は、再教育プログラムを修了しなければ、取り消された資格を含む全ての公認スポーツ指導者資格の養成講習会を受講することができない。

(処分を受けた公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの委任)

第28条 処分を受けた公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの内容や手続等の詳細は、別途、指導者育成委員会が定めるものとする。

(注意又は嚴重注意の処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの開始)

第29条 日本スポーツ少年団常任委員会は、注意又は嚴重注意の処分を受けたスポーツ少年団登録者に対し、日本スポーツ少年団常任委員会が別に定める基準に基づき再教育プログラムの内容を決定し、処分決定とともにこれを通知する。

(有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの開始)

第30条 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、日本スポーツ少年団常任委員会に対し、再教育プログラムの受講を申請することができる。

2 有期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、第22条第3項に定める処分の効力発生日から活動禁止期間の3分の1の期間を経過した後でなければ、前項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

3 無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、第22条第3項に定める処分の効力発生日から2年を経過した後でなければ、第1項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

4 日本スポーツ少年団常任委員会は、有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者から再教育プログラムの受講申請があった場合、受講の可否を判断するとともに、受講を認める場合は、同委員会が別に定める基準に基づきその内容を決定し、当該スポーツ少年団登録者に対し、これを通知する。

(スポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの修了)

第31条 日本スポーツ少年団常任委員会は、前2条に定める再教育プログラムを受講したスポーツ少年団登録者がプログラムの成果を挙げたと認められる場合には、修了の判定を行う。

2 注意又は嚴重注意の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、原則6か月以内に再教育プログラムを修了しなければならない。

3 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、再教育プログラムを修了しなければ、スポーツ少年団活動に参画し、登録者としての権利を行使することができない。

(処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの委任)

第32条 処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの内容や手続等の詳細は、別途、日本スポーツ少年団常任委員会が定めるものとする。

## 第6章 権限の委任

(権限の委任)

第33条 本会は、倫理・コンプライアンス委員会が別に定める基準を満たすと判断した加盟団体に対し、第3章に定める処分手続の権限を委任することができる。

2 本会は、倫理・コンプライアンス委員会が別に定める基準を満たすと判断した加盟団

体に対し、第5章に定める再教育プログラムの権限を委任することができる。

- 3 前各項に定める委任する権限の内容及び方法は、本会及び委任を受ける加盟団体との間の合意により定める。
- 4 権限の委任を受けた加盟団体は、事実調査を開始したとき及び処分を決定したときは、速やかにこれを本会に報告しなければならない。
- 5 本会は、処分の権限の委任を受けた加盟団体に対し、いつでも処分手続の実施状況の報告を求めることができ、処分の権限の委任を受けた加盟団体は速やかにこれを本会に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(公表)

第34条 本会は、その裁量により、処分審査会において決議した処分の概要を公表することができる。

(記録の保存)

第35条 本規程に基づく事実調査パネルの報告、処分審査会の処分結果については、それぞれ、報告のあった日、処分決定の日から5年間保管しなければならない。

(遡及適用)

第36条 本規程の施行前の行為であって当該行為時の本会の規程等に定める違反行為について、本会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3章から第5章までを適用する。

- 2 本規程の施行時点において、本規程の施行前の規程等に基づき再教育プログラムを修了していない者に対しては、本規程の第5章を適用する。

(本規程の改定手続)

第37条 本規程の改廃は、倫理・コンプライアンス委員会の議を経たうえで、理事会の決議により行う。

附則1. 本規程は、令和4年6月24日制定し、令和5年1月1日から施行する。

附則2. 本規程の施行と同時に、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準及びスポーツ少年団登録者処分基準は、これを廃止する。

## 日本スポーツ少年団団員綱領

- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだを心で養います
- 1 わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
- 1 わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
- 1 わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくりまします。

## 日本スポーツ少年団指導者綱領

- 1 わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
- 1 わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
- 1 わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
- 1 わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
- 1 わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

---

令和8年度 宮崎県スポーツ少年団事務必携

---

発行 公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
宮崎県スポーツ少年団  
〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山1443-12

TEL 0985-58-5633 FAX 0985-58-5630  
E-mail:miyazakiken@miyaspokyo.or.jp

---